

令和2年第4回臨時会

湯前町議会議録

開会 令和2年6月24日

閉会 令和2年6月24日

熊本県球磨郡湯前町

令和2年第4回臨時会

会 期 令和2年6月24日（水） 1日間

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
6	24	水	本会議	午前10時00分	開会宣言 会期の決定 議案審議

令和2年第4回湯前町議会臨時会

[第1号]

令和2年6月24日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	議案第39号	工事請負契約の変更について
日程第4	議案第40号	工事請負契約の締結について
日程第5	議案第41号	湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第6	同意第10号	湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め ることについて
日程第7		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 遠坂道太	2番 椎葉弘樹
3番 森山宏	4番 黒木龍次
5番 味岡恭	6番 金子光喜
7番 高橋一雄	8番 黒木喜巳男
9番 山下力	10番 倉本豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村洋一 議会事務局主事 勘米良康隆

7. 説明のために出席した者

町		長	長	谷	和	人	教	育	長	中	村	富	人				
総	務	長	高	橋		誠	税	務	町	民	課	長	中	村	富	人	
教	育	課	北	崎	真	介											真由美

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和2年第4回湯前町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。

本臨時会の説明員は、各執行機関代表及び委任された説明員として課長職及び各課職員が通知されています。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、高橋議員、黒木喜巳男議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（倉本 豊君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第39号 工事請負契約の締結について

○議長（倉本 豊君） 日程第3、議案第39号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 改めまして、おはようございます。本日はお世話になります。

それでは、議案第39号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

湯前中学校外部改修工事について、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○教育課長（北崎真介君） 議案第39号、工事請負契約の締結について、御説明いたします。タブレットのほうは、03議案39工事請負契約の締結について、をご覧ください。

契約の目的は、湯前中学校外部改修工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札によります。

契約の金額は、8,965万円でございます。これは、税込の金額となっております。

契約の相手方は、住所、熊本県人吉市西間上町 2479 番地 1。名称、丸昭建設株式会社。
代表者氏名、代表取締役 松村陽一郎様でございます。

参考資料としまして、仮契約書を添付しております。よろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（金子光喜君） 学校ですので、もちろん夏休み期間とか、そういうところに集中してされるのかと思いますけれど、本年の場合は、夏休みが短かったりして、子どもたちが通学する期間に、工事が入るということで、かなりそれなりの危険とかも発生するのかなと思いますけれども、そのへんの対応については十分協議されているのでしょうか、お伺いします。

○教育課長（北崎真介君） はい。議員のおっしゃるとおり、本年度は新型コロナウイルス対策で、休業日が続いたということで、夏休みも 8 月 8 日から 23 日までを予定しております。そういったところで、非常に、工事を進めていく中では、騒音、悪臭、汚濁など、そこまで心配する必要はないのかもしれませんが、それを避けるべく生徒の授業の妨げにならないように、学校側と業者と密に協議をとりながらやっていきたいと思っております。

工期は、7 月 1 日から 10 月 31 日ということにしておりますけれども、その中でも、重ねて申しますけれども、生徒の授業の妨げにならないようにというところで、協議を図っていききたいと思っております。

○6番（金子光喜君） 車両が、工事用の車両が多く出入りするかたちになるかと思えます。実際に学校近くの道は、スクールゾーンとしてされておりますので、通行については規制がございます。いろいろそういう交通問題とかもですね、配慮というのも忘れてはならないと思えますし、近隣の住民の方に、御迷惑がかからないような配慮というのも必要かなと思えますので、そのへんも併せてですね、しっかり対応いただきますことを希望いたします。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 39 号、「工事請負契約の締結について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 4 議案第 40 号 工事請負契約の締結について

○議長（倉本 豊君） 日程第 4、議案第 40 号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 40 号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町農村環境改善センター大集会場改修工事について、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育課長（北崎真介君） 議案第 40 号、工事請負契約の締結について、御説明いたします。タブレットのほうは、04 議案 40 工事請負契約の締結について、をご覧ください。

契約の目的は、湯前町農村環境改善センター大集会場改修工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札によります。

契約の金額は、1 億 956 万円でございます。これは、税込の金額となっております。

契約の相手方は、住所、熊本県球磨郡湯前町 752 番地。名称、有限会社 高木工務店。代表者氏名、代表取締役 高木真二様でございます。

参考資料としまして、仮契約書を添付しております。よろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2 番（椎葉弘樹君） 先ほどの金子議員の質問に関係するところですが、工期が 12 月 28 日となっております。改善センターを使用する各組織、団体への影響、そして、それに対する対応策についてはどのようにお考えでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） 先ほどと同じ要領で、ということではございませんけども、これにつきましては、生涯学習や、普段利用されている団体等には、前々から避難所施設としての改修工事に入るという旨は伝えております。利用される場合は、そのときに協議したいと、大体大まかな、夏を中心に、11 月くらいまで使えないという話は、ずっと前々からしております。

ところが、新型コロナウイルス対策によってですね、閉鎖期間が、ずっと 3 月から 4 月の期間がずっとございましたので、非常に、それまで施設の利用もできないということで、心苦しいところであったのですが、現在のところ、いろんな代替案ですか、場所を変えたり、時間を変えたりして、工夫してやっていくということで、協議は進んでおります。

また、具体的な工程が決まりましたら、また具体的なところで、お話しをまたしていきたいと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） これから具体的な工程を、ということなのですが、まず事前に、例えば、町の文化祭はどうするのかとか、敬老会はどうするのかとか、事前の協議が、事前に必要なのではないのでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） 敬老会に関しましても、自体の実施団体とも、もう話はしております。まだそういったところで、今回、例えば、文化祭にしましても、今のところこういう状態で、できるかどうかという、団体そのものが、実施するか、しないかを、ちょっと今判断されているところでごさいます、実際の、この工期が12月となっておりますけれども、もうちょっと早くできるのではないかと、我々は思っておりますので、今後、ちょっと様子を見ていきたいと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 様子を見ていくのはいいのですが、やはり住民の方、よく改善センターを利用されますので、教育課として、今後こういう影響がありますので、という周知等は、住民の皆様に図っていく必要があると思っておりますので、是非これはホームページ等に掲載して、あるいは、町の広報誌に掲載して、こういうような影響が出ますという周知をしていくべきではないのでしょうか、これは町長のほうにお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 今回、大集会場の改修工事ということでございまして、既に、課長が先ほど答弁しているところでごさいます、この工事期間中につきましては、工事の進捗状況ではなくて、あくまでも今12月28日までにつきましては、この集会場については、使用が不可能だということを、はっきり申し上げているわけでごさいますので、それを代替案として、生涯学習等につきましては、別の場所でやるとか、そういうのを、今各機関については、説明をしているというふうに私は理解しているところでごさいますので、この工事期間については、集会場については、利用が不可能だということで、まず御理解していただく、それから、今御指摘がございましたので、使用関係、契約等が成立しましたのちにつきましては、御指摘のとおりホームページ上にあげまして、御利用される皆様方に、間違えのないようなかたちで、情報を提供したい、かように思っているところでごさいます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 40 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 5 議案第 41 号 湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第 5、議案第 41 号、「湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 41 号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免を実施するために、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

○税務町民課長（堤田真由美君） 議案第 41 号、湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して国民健康保険税の免除等を行う」とされたことを踏まえ、本条例を改正するものです。

保険税の減免については、条例等に基づいて行うこととなっており、実施保険者に対しては、国民健康保険災害等臨時特例補助金として 10 分の 6 と、特別調整交付金として 10 分の 4 の全額が財政支援されることになっています。

4 ページの新旧対照表から御説明いたします。

この取り扱いについては、令和 2 年度までの限定措置となりますので、制定附則にて規定することとし、次の 2 項の追加を行いました。

14 項として、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免」を加えました。対象となる保険税は、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに納期限が定められているものに限られますので、適用期間内であれば、既に納められた保険税も対象となってまいります。

減免額は、感染症の程度と減収の程度及び世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額によって決定されることになっています。

1 号では、世帯の主たる生計維持者が、感染症により死亡または重篤となった場合としており、規則にて定めていますが、この場合は、所得など関係なく全額免除になります。また、事業の廃止や失業の場合も全額免除となります。

2 号では、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入の

いずれかの収入が、感染症の影響により減少することが見込まれる場合で、次の3つの要件を全部満たした場合が対象となります。

一つ目は、(イ)において、主たる生計維持者の事業収入等が前年に比べ10分の3以上の減少見込みがあること。

二つ目は、(ロ)において、主たる生計維持者の前年の合計所得金額が、1,000万円以下であること。規則で定めていますが、この合計所得金額により、減額割合が5段階に区分されており、この割合をかけて減免額を算出することになっています。

5ページになります。

三つ目は、(ハ)において、主たる生計維持者の減収分を除く事業収入等の前年の合計所得額が、400万円以下であるということです。被保険者に対する迅速な支援を行うということで、今年の収入は、見込みにより申請を行ってもらうことになっています。

15項として、申請については、規則において定めることとしています。新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免に関する規則を新しく制定しますので、その規則に基づくこととなります。

3ページに戻りまして、附則において、この条例は公布の日から施行し、適用は、令和2年2月1日からとしています。

この減免の周知については、町のホームページと7月1日発行の旬報及び本年の国保税確定が7月になりますので、令和2年度国民健康保険税納税通知書を国保全世帯に送付いたします。その際にも周知文を同封するよう準備を進めておりますので、申し添えます。

以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2番（椎葉弘樹君） 4ページの、14項、(2)のロのところですね、その中に、1行目と5行目に、地方税法という文言があります。これは、同条例の第3条に、「地方税法」は、以下、「法」という文言がありますので、ここの記述については、例えば、「地方税法第314条」というところを、「法314条」というふうにしたほうがよろしいのではないのでしょうか。

○税務町民課長（堤田真由美君） はい。これについてはですね、一応、法令のほうの、専門のほうにも見ていただいたのですけれども、一応、これでもいいということだったものですから、これで条例を出したのですけれども、もう一度確認してみます。それでよろしいでしょうか。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時21分

再開 午前10時24分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○税務町民課長（堤田真由美君） はい。この件に関しましては、議員さんがおっしゃるとおりですね、第3条のほうに、以下「法」とするということで載っておりますので、こちらのほうも修正させていただきます。

○町長（長谷和人君） 今椎葉議員から御指摘がございました、附則の14の口の部分でございます。2号の口ということで、地方税法というかたちで、文面がなっておりますが、3条のほうに、先ほど課長が答弁しましたように、「地方税法」、以下につきましては、「法」ということで、解釈がなされておりますので、大変、口頭で申しわけございませんが、地方税のほうを、3文字削除していただきまして、「法」というかたちで御提案させていただきたいと思っております。大変申し訳ございませんでした、お詫びを申し上げるところでございます。

○議長（倉本 豊君） ここで、お諮りします。

今町長から説明がありましたとおり、「地方税」を削除したものを、原案として審議したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

発言を許します。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第41号、「湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 同意第10号 湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（倉本 豊君） 日程第6、同意第10号、「湯前町固定資産評価審査委員会委員

の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 同意 10 号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第 423 条第 3 項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

住所、湯前町 1844 番地 1。氏名、丸山羊一さんでございます。生年月日が、昭和 17 年 9 月 20 日のお生まれでございます。既に 5 期、お務めをいただいているところでございまして、固定資産に関する知識や、行政経験も豊かで、その職務について真摯に取り組んでいただいているところでございますので、ここで、再任をお願いするところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○2 番（椎葉弘樹君） 本町における固定資産評価審査委員会委員の定数、おそらく 3 人になっているかと思うのですが、この 3 人という規定はどこでされているのでしょうか、どの条例でされているのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 地方税法のですね、第 423 条の 2 項のほうに、固定資産評価委員の、委員の定数は、3 人以上として当該市町村の条例で定めるということでございまして、その上位法令のほうで、定めるということでございます。

○2 番（椎葉弘樹君） その地方税法第 423 条第 2 項の条文の最後のほうに、この定数は当該市町村の条例で定めるといふふうになっています。参考までに、あさぎり町の条例を見てみますと、あさぎり町は 5 人ということで、明確に規定をされておりました。

本町においても、この、まず条例に、例えば、3 人にするなら、3 人にする明確にしないと、これは、4 人でもいい、5 人でもいいということになってしまいますので、それは今後改善していく必要があるのではないのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 上位法令、423 条のほうで、3 人ということでございまして、議員おっしゃいますように、湯前町の固定資産評価審査委員会の条例については、3 人という、規定のほうは、設けてございませぬ。これまでも、地方税法の 423 条のほうで、当てはめていたと考えられますので、ここは条例改正も含めてですね、ちょっと調査させていただきたいと、また必要であれば、定数の条文ですかね、そういったものも規定させていただければと思います。

○2 番（椎葉弘樹君） あと、もう 1 点なのですが、提案理由の中に、真摯にお務めいただいているということが、理由にあげられていました。今回の提案理由は、真摯に務められているところが提案理由なのではないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 冒頭説明しておりますように、元役場の職員でございまして、

税務課の課長でもいらっしゃったということで、固定資産に関します知識、それから行政経験も豊かであるという部分がございます、これまで5期お務めいただいたということで、真摯に、固定資産評価審査委員会委員として、これまでしていただいたということでの提案説明ということでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 地方税法の第423条第3項によりますと、2つの条件があります。1つは、固定資産の評価について、学識経験のある方、もう1点が市町村民税の納税義務者となっております。それで前者のほうは、右田氏が該当しているものと考えておりまして、後者の市町村民税の納税義務者のところに、前回同意された、平川伊三男氏、そして今回提案されている丸山羊一氏が該当するものと思います。地方税法からいきますと、市町村民税の納税義務者として、という部分が提案理由になるのではないのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 423条第3項の部分でございますけども、当該市町村の住民、それから市町村民税の納税義務者があるもの又は、固定資産の評価について、学識経験を有する者の内から議会の同意を得るということでございますので、一つ一つ、それに当てはめる、今3つほど、住民、それから納税義務者、それから評価についての学識経験を有する者の内からということでございますので、それぞれ3つずつ、それぞれ、3パターンといいますか、それぞれに当てはめるということもあり得るだろうし、同じ人がその中からオーダーといいますか、チョイスか、というところもあるのかなというふうに思いますので、今回お願いしております丸山さんにつきましては、先ほど、平川様、それから右田様、納税義務者又は学識経験者の中からということございましたので、一旦、ちょっとダブル部分もあったかなと思うのですけれど、今回上程させていただいたということで、御理解いただければというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） ダブルといいますか、地方税法では、市町村民税の納税義務者又は、又は、固定資産の評価について、学識経験を有する者とあります。いずれかに該当していれば、これは該当するわけです。ですからダブルというよりは、じゃあ今回の丸山羊一さんは、どちらのほうの理由で提案されるのですかというところを、今回質疑しているところです。じゃあどちらの理由で、今回は提案されているのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今回、先ほどから私答弁いたしているように、固定資産の評価につきまして、学識経験を有する者ということで、今回御提案させていただいているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） そうであれば、最初に議案説明の中で、真摯にお務めいただいているという理由の部分は、そちらのほうに改めたほうがよろしいのではないのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今の椎葉議員から御提案いただいた部分の提案説明ということ

でございますので、冒頭申し上げました、固定資産に関する知識は、行政経験も豊かであるということで、今回、固定資産の評価についての学識経験を有する者ということでございますので、改めてその文言を付け加えまして御提案をすところでございます。一つ御理解のほどをお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

これから、同意第 10 号、「湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、同意第 10 号、「湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意することについて」は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第 7 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第 7、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。議会運営委員長から会議規則第 74 条の規定によって、お手元にお配りしました次の議会の会期、会期日程等の議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 以上で全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本臨時会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） これで、令和2年第4回湯前町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時39分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員